

参加無料!

# 労働法セミナー

東京会場

「働き方改革への実務対応」

～ 時間外労働の上限規制・同一労働同一賃金を中心に～

日 時 : 平成29年12月14日(木) 午後2時00分～午後4時00分(午後1時30分開場)  
場 所 : T K P 東京駅前カンファレンスセンター ホール4 A (裏面の地図参照)  
参加料 : 無 料 (定員 130名)  
講 師 : 弁護士法人三宅法律事務所 パートナー弁護士 黒田 清行  
パートナー弁護士 猿木 秀和

高度プロフェッショナル制度等が盛り込まれた労基法改正案が2年以上にわたり継続審議となっておりましたが、同改正案に罰則付きの残業時間の上限規制、同一労働同一賃金等を加えた「働き方改革法案」が、遅くとも平成30年通常国会に一括して提出され、成立する見込みとなりました。本セミナーでは、「働き方改革への実務対応」を具体的にわかりやすく解説いたします。

時間	プログラム	
14:00 ～ 16:00	1 働き方改革の概要 (1) 働き方改革のルール - 1 長時間労働削減推進本部 - 2 働き方改革実現会議 (2) 働き方改革関連法案の概要	3 同一労働同一賃金と実務対応 (1) 現行の法規制 (2) 改正法案の概要 (3) ガイドライン案および裁判例の検討 (4) 実務対応
	2 罰則付き時間外労働の上限規制と実務対応 (1) 時間外労働に関する現行法上の規制 (2) 時間外労働の上限規制の概要 (3) 時間外労働の計画的付与 (4) 時間外労働削減のための各種施策 - 1 長時間労働削減の実効性を高める施策(長時間労働事前承認制の徹底, ノー残業デー) - 2 長時間労働削減に対するインセンティブの付与(人事評価項目の追加) - 3 柔軟な労働時間制度(時間単位の年次有給休暇, フレックスタイム, テレワーク, 朝型勤務)	

## 講師のプロフィール

黒田清行 弁護士法人三宅法律事務所 1993 司法試験合格  
パートナー 1994 関西大学法学部卒業  
経営法曹会議会員(2013～幹事) 1996 弁護士登録(48期),  
三宅合同法律事務所(現弁護士法人三宅法律事務所)入所  
2003 弁護士法人三宅法律事務所パートナー就任(現職)

猿木秀和 弁護士法人三宅法律事務所 1999 司法試験合格  
パートナー 2000 京都大学法学部卒業  
経営法曹会議会員 2001 弁護士登録(54期),  
三宅合同法律事務所(現弁護士法人三宅法律事務所)入所  
2011 弁護士法人三宅法律事務所パートナー就任(現職)

## 会場のご案内



### TKP東京駅前カンファレンスセンター ホール4A

東京都中央区八重洲1丁目5-20

石塚八重洲ビル9階

JR東京駅八重洲北口から徒歩1分

東京メトロ各線大手町駅B9出口徒歩3分

東京メトロ各線・都営銀座線日本橋駅A3出口 徒歩3分

## 申込のご案内

弊事務所ホームページの下記URL 又は 下記参加申込書 (FAX)からお申込みください。

三宅法律事務所 セミナー

検索

<https://ssl.alpha-prm.jp/miyakemail.jp/roudou-seminar.tokyo.html>

### 参加申込書 ( 1 2 / 1 4 東京会場 )

弁護士法人 三宅法律事務所 宛

F A X : 0 3 - 5 2 8 8 - 1 0 2 5

貴社名	ふりがな
連絡先 (TEL)	
(FAX)	
所属部署・役職名	ふりがな
	参加者ご氏名

お問い合わせ先 03 - 5288 - 1021 (代表) (担当:野村、吉野、堀口)

恐れ入りますが、企業内弁護士を除く弁護士、マスコミの方、学生の方のご参加はご遠慮ください。

お申し込み多数(定員60名)によりご希望に添えない場合もございます。

ご記入いただく個人情報につきましては、通常連絡・セミナー運営管理のみに利用させていただきます。

詳細は弊事務所ホームページ (<http://www.miyake.gr.jp/>) 記載の「プライバシーポリシー」をお読みください。